

○農場防疫対策支援事業における防鳥ネット設置の要件補足説明

〔補助要件等〕 ※農場防疫対策支援事業概要から抜粋

(1) 地域協議会の開催

地域における農場防疫に係る課題の把握と必要な対策の検討を行うこと。

(2) 補助対象となる農場の要件

資材を整備する農場が以下の要件を満たしていること

- ・特定家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等)発生時に対応できる

- ・十分な埋却場所を確保していること。

- ・家畜排せつ物・施設排水及び臭気等について、適正な処理が行われるよう環境の汚染、公害・衛生問題等に留意した対策を講じていること。

(3) 農場防疫対策の普及等

- ・防鳥ネットや動力噴霧器等の導入にあたっては、防疫能力が向上すること(単なる更新や補修は認められません)。

- ・資材は、事業実施主体が責任を持って整備・管理を行うこと。

- ・資材の整備については、飼養頭数、使用頻度、衛生状況及び地域の実情等を勘案して、過剰な投資とならないようにすること。

【要件の補足説明】

○未設置箇所への新たなネット設置の場合

- ・R3年度に県内全農場のネット設置を確認済としていますが、「カーテン等による代替」、「一部設置済で、今後施工予定」のように、ネット未設置箇所が残っている農場も一部存在します。

- ・そのような農場についても、上記の要件を満たし、かつ、国への個別確認で対象可と判断されれば、交付金事業補助対象として新規のネット設置が可能ですので、要望をご検討頂ければと思います。

○設置済ネットの更新の場合

- ・飼養衛生管理基準では、「網目の大きさが2cm以下のもの又はこれと同等の効果を有すると認められるものに限る」と定めておりますが、たとえば、網目が2cmより広いなどの場合は、基準を満たすためという理由で更新可能となります。
- ・逆に上記のような明確な数値で説明できない場合、ネットが古くなっていたとしても、更新を補助対象するのは難しいと農政局から回答されています。(農政局へは、過去何度か本省から厳しい回答があったようです。)

- ・しかし、農場によって状況は異なるため、対象となりえるか判断が難しい案件については、国に個別で確認をしますので、畜産課まで連絡をお願いします。